

## 第5回 設楽ダム環境検討委員会 議事概要

日 時：平成 28 年 3 月 9 日(水) 14:00～16:00

場 所：桜華会館「桜花の間」

出席委員：松尾 直規 委員（委員長）、小笠原 昭夫 委員、西條 好迪 委員、  
野平 照雄 委員、森 誠一 委員

### ○議事概要

#### (1) 環境検討委員会の経緯及び経過

- ・環境検討委員会と各検討会の位置付け、環境検討委員会の経緯及び経過について報告した。
- ・過去の委員会で地元専門家に意見を伺うこととなっている陸産貝類について、今回の改訂で重要な種が追加されており、今後、意見を伺う予定であることを説明した。

#### (2) 重要な種の追加に係る検討及び環境保全措置等の進捗・実施状況

##### 1)環境保全措置の状況について

- ・環境影響評価書から第4回環境検討委員会までに追加された重要な種の環境保全措置、配慮事項、事後調査について再確認した。
- ・コシダカヒメモノアラガイについて、H19 環境省レッドリストで削除となっていたが、再び情報不足で H24 環境省レッドリストに追加されたことから、今後保全措置の再検討を行うことについて説明した。

##### 2)重要な種の追加に関する検討について

- ・重要な種の選定根拠である環境省、愛知県レッドリストの改訂があったため、重要な種の追加及び削除の考え方を示し、原案について了解された。
- ・また、追加された重要な種については、事業による影響検討から環境保全措置(案)を示し、原案について了解された。

##### 3)環境保全措置等の進捗・実施状況

- ・環境保全措置などの進捗状況、実施状況について報告した。
- ・モニタリング（個体の監視）の評価については、事業影響以外での消滅等を考慮して、経年的な個体数の変動等を評価軸としたモニタリングを検討する必要があるとの意見から、有識者の指導・助言を得ながら、モニタリングを実施す

ることとした。

- ・低振動の建設機械は認定を受けたものが市場にない状況である。そのため、振動対策については保全対象に応じて、振動の少ない工法の採用により低減を図ることを説明した。
- ・工事現場からの土砂による水の濁りを低減するため、裸地をシートで覆うなど沈砂地以外の対策も講じていることを説明した。
- ・カビゴケのモニタリングでは、付着した葉が落ちればカビゴケが消失したという扱いになってしまうため、評価に留意する必要があるとの意見を頂いた。
- ・アケボノユウレイグモ及びイチョウウキゴケは、移植実験により得た知見から移植技術を確立したことを報告した。

#### 4)自然環境に関する今後実施すべき配慮事項の実施方針

- ・自然環境に関する今後実施すべき配慮事項の実施方針について説明した。
- ・建設発生土処理場やその下流側への植生状況などの環境影響調査については、環境アセス時に検討を行っているが、今後の工事の進捗に合わせて植生状況などを報告していくことを説明した。
- ・売却できない伐採木は、チップ化して法面保護や保水力向上のために有効に利用できる。燃焼を行わない利用はCO<sub>2</sub>の面で有効な手段であるとの意見を頂いた。
- ・埋土種子を含んだ根株を表土と併せて撒き出すことにより、早期の樹林再生が期待できるとの意見から、今後は緑化を講じる箇所で活用して行くことを説明した。
- ・移植後に実施するモニタリングの継続期間の判断基準は、データ蓄積・統計処理を用いると良いとの意見から、移植後のモニタリング計画を検討し判断基準を示すことを説明した。

### (3) 各検討会の報告

#### 1)魚類検討会の報告

- ・ネコギギの保全については、有識者の指導・助言を得ながら、現在、飼育繁殖により得られた個体を用いて放流実験等を実施し、個体の生存、繁殖などの観察により生息適地・生息環境の確認を行っていることについて報告した。
- ・流水性生物のダム湖出現による流入支川間の移動阻害について、事後比較が出来るように、供用前に流水性生物のサンプリングを行う必要があるとの意見から、今後、流水性生物の調査について検討することとした。
- ・ダム湖に外来種を放流され上下流に生息域が拡大すると、移植の環境保全措置を行ったとしても、ネコギギを捕食される可能性があるため、保護啓発・外来

種の移入を防止する活動についてはダム完成前から着手するべきとの意見を頂いた。事業者として、今後実施すべき配慮事項の実施方針に基づいて進めることを説明した。

## 2)猛禽類検討会の報告

- ・クマタカへの工事による影響を確認する手法などについては、有識者の指導・助言を得ながら、営巣木までの距離、工事实施時期、工種の条件に応じ、個別に検討を実施していることについて報告した。
- ・幼鳥と若鳥の定義は、産まれて1年以内を幼鳥、1年過ぎたら若鳥としているが生態学的には、巣周辺で親鳥から給餌などの保護を受けている場合は幼鳥、巣周辺で親鳥から給餌などの保護を受けていない場合は若鳥とすべきである。追出し行動にも関係するので定義には注意が必要との意見を頂いた。

## 3)湿地整備検討会・湿地管理検討委員会の報告

- ・段階的な移植や通水試験などを行い、モニタリング調査を継続することについて報告した。
- ・湿地環境の整備・維持管理を行うことを目的に「設楽ダム湿地整備・管理方針ガイドライン（案）」を作成したことについて報告した。

## (4) 工事対応方針及び調査結果

### 1)工事の対応方針及び調査結果

- ・工事対応方針の考え方について了解された。
- ・平成26年度から平成28年度予定の工事について、工事着手前の環境調査結果から改変による影響検討を行った結果、改変区域周辺でナツエビネ・キンランが確認されたことから監視していく方針について了解された。現地調査は花の咲く時期に実施することを説明した。

### 2)豊川上流域の自然環境に配慮した工事の実施

- ・豊川上流域の自然環境に配慮した工事の実施について、豊川上流域の関係機関と情報共有、意見交換を定期的に行っていることについて報告した。
- ・ダム管理の段階において、設楽地域の特殊性を踏まえた環境保全や環境学習の場として利活用されるよう今から地元と連携していくことが重要であるとの意見を頂いた。また、折角の地域の自然があるので地元が利活用や管理ができる仕組みを今から考えて欲しいとの意見から、事業者として地元の方々に自然の魅力を発見、利用されるいろいろな取り組みを進めていく方針を説明した。

以上